

富山県武道館整備基本計画改定版(案)に対する意見募集（パブリックコメント）後の修正点について

いただいたご意見を受け、以下の点について、修正を行いました。

	該当ページ	旧	新	修正の理由
1	20	<p>【第5 施設整備にあたり考慮すべき事項】</p> <p>(3) 武道競技以外での活用への配慮</p> <p>施設の稼働率を高めるためには、武道競技以外のスポーツ等でも利用できるように配慮する必要がある。</p> <p>このため、床面に金具が不要な種目（卓球、バドミントン等）にも利用できるよう、備品や器具庫スペースの確保に配慮する。</p>	<p>【第5 施設整備にあたり考慮すべき事項】</p> <p>(3) 武道競技以外での活用への配慮</p> <p><u>施設の稼働率を高めるため幅広い県民に活用いただけるよう、多様な運用に努め、例えば、主道場や武道場では、<del>武道競技以外のスポーツに、会議室等でも</del>では、茶道、華道、書道等の文化活動に利用できるように配慮する必要がある。</u></p> <p>このため、床面に金具が不要な種目（卓球、バドミントン等）<u>や文化活動等</u>にも利用できるよう、備品や器具庫スペースの確保に配慮する。</p>	<p>ご意見 36～44 への対応に伴う修正</p> <p>施設を文化活動にも幅広く利用いただくために修正</p>
2	21	<p>【第5 施設整備にあたり考慮すべき事項】</p>	<p>【第5 施設整備にあたり考慮すべき事項】</p> <p>(8) <u>公共交通機関との連携</u></p> <p><u>施設の利用促進に資するため、公共交通機関と連携しながら、公共交通の利便性向上（バスの増便、シャトルバス、バス停の増設・位置変更など）について、検討を進める。</u></p>	<p>ご意見 30～33 への対応に伴う修正</p> <p>公共交通の利便性向上について、検討を進める必要があることから、追記</p>